



環境審議会答申第 号
令和元年 月 日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県環境審議会会長 鈴木 胖

風力発電設備に係る騒音規制のあり方について（答申）

平成 30 年 11 月 14 日付け諮問第 77 号で諮問のありました標記のことについて、別紙のとおり答申します。

(別紙)

風力発電施設に係る騒音規制のあり方について

風力発電は、自然エネルギーを利用して発電するクリーンなエネルギーとして、地球温暖化防止に資するものであり、全国的に、近年その設置が進められているところである。

一方、風力発電施設から発生する騒音に対しては、設置後の防音対策が難しく、工事着手前に的確な指導を行う必要があるため、兵庫県では、平成19年6月に「環境の保全と創造に関する条例」(以下「環境保全条例」という。)を改正し、出力20キロワット以上の風力発電設備を騒音に係る特定施設とし、工事着手前に設置の届出を義務づけることにより適切な指導を実施している。

また、「環境の保全と創造に関する条例に基づく工場等の規制基準」(以下「規制基準」という。)では、敷地境界線上において守らなければならない騒音値の基準が定められているが、風力発電設備の騒音にあっては、周辺的生活環境が損なわれるおそれがないと認められる場合にはこれによらないことができるとされている。

生活環境が損なわれるか否かの具体的な判断については、「風力発電設備に係るガイドライン」(平成19年8月策定。以下「ガイドライン」という。)に基づき、環境基準との適合性を見ることにより判断しているが、ガイドラインの策定から10年以上が経過している。

これらの状況を踏まえ、風力発電設備は、近年大型化の傾向があり、これに伴い、発生する騒音レベルも大きくなっており、騒音による生活環境への影響が懸念されていることから、下記のとおり、規制基準を見直すことが必要である。

記

1 基準適用地点について

環境基本法では、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準を定めるものとしており、騒音に係る環境基準の評価は、個別の住居等(住居、病院、学校等)が影響を受ける騒音レベルによることとされている。

風力発電設備から発生する騒音は、音源が高い位置にあるという特殊性から、敷地境界線上よりも離れた地点で騒音が大きくなることが考えられる。このため、基準適用地点は、敷地境界線上ではなく、風力発電設備から発生する騒音の影響を最も受ける住居等とすべきである。

また、風力発電設備は、設置後に防音対策を講じることが困難であることから、あらかじめ周辺の住居等に対する十分な配慮を行う必要がある。風力発電設備の設置時点において、既存の住居等に配慮することはもちろんのこと、都市計画法に基づく市街化区

域のうち、主に住居の用に供される地域は、風力発電設備後に住居等が建つ蓋然性が高いと考えられることから、これらもあらかじめ保全対象として配慮すべきである。

なお、当該地域は、騒音に係る環境基準の地域の類型 AA・A・Bを当てはめる地域と相関があることから、規制基準の適用を受ける地点は、「市街化区域のうち、騒音に係る環境基準の地域の類型 AA・A・Bを当てはめる地域で風力発電設備から発生する騒音の影響を最も受ける地点」とすべきである。

2 規制基準値について

人間の耳に聞こえる騒音は、風力発電設備から発生する騒音と風力発電設備以外の騒音の合成音として聞こえており、その合成音は、大きい方の騒音に小さい方の騒音の影響分が加わる。このため、周辺の状況に関わらず、風力発電設備から発生する騒音の影響により、環境基準を超過することがないようにするためには、環境基準値と風車到達騒音（風力発電設備から発生し、基準適用地点に到達する騒音）の差を 10dB 以上確保する必要がある。

したがって、風車到達騒音の規制基準値は「環境基準値から 10 デシベルを減じた値」とすべきである。

3 規制対象設備について

現在、環境保全条例では、出力 20 キロワット以上の風力発電設備が「騒音に関する特定施設」に指定されているが、規制基準は、事業の用に供する全ての風力発電設備が対象となっているため、これまでと同様に、近隣の生活環境を保全する必要がある。

したがって、風力発電設備に係る騒音の規制基準の適用は、従前どおり、事業の用に供する全ての風力発電設備を対象とすべきである。

4 新基準の適用について

既に設置されている風力発電設備は、設置当時の基準に適合するよう設置されたものであることから、既存設備については、従前の規制基準を適用することとし、新基準の適用は、基準改正後に新たに設置される風力発電設備とすることが妥当である。